

情報通信審議会 電気通信事業政策部会（第40回）議事録

1 日時 平成29年9月27日(水) 15時30分～14時25分

2 場所 総務省 第1特別会議室（8階）

3 出席者

(1) 委員（敬称略）

山内 弘隆（部会長）、相田 仁（部会長代理）、泉本 小夜子、岡田 羊祐、
熊谷 亮丸、知野 恵子、森川 博之（以上7名）

(2) 総務省

（総合通信基盤局）

渡辺 克也（局長）、古市 裕久（電気通信事業部長）、
小笠原 陽一（総務課長）、竹村 晃一（事業政策課長）、
安東 高德（事業政策課調査官）、
坂入 倫之（ブロードバンド整備推進室長）、
藤野 克（料金サービス課長）、大塚 康裕（料金サービス課企画官）、
荻原 直彦（電気通信技術システム課長）、深堀 道子（番号企画室長）、
大村 真一（消費者行政第二課長）

(3) 事務局

永利 正統（情報流通行政局総務課総合通信管理室長）

4 議 題

(1) 答申事項

「固定電話網の円滑な移行の在り方」について

【平成28年2月25日付け諮問第1224号】

(2) 諮問事項

「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の改正について

【平成29年9月27日付け諮問第1225号】

開 会

○山内部会長　それでは、ただいまから、第40回情報通信審議会電気通信事業政策部会を開催いたします。

本日の出席状況でございますが、委員8名中7名がご出席ということでございますので、定足数を満たしております。

9月1日付で知野委員が当部会のメンバーとなりました。知野委員におかれましては、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

答申事項

「固定電話網の円滑な移行の在り方」について

○山内部会長　それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。

本日の議題でございますが、答申事項が1件、諮問事項が1件となっております。

それでは、諮問第1224号「固定電話網の円滑な移行の在り方」について審議いたします。

本件は、本年6月28日に開催した当部会において、電話網移行円滑化委員会から調査・検討の内容について報告があったものでございます。審議の結果、当部会において、これを答申案とすることといたしまして、6月29日木曜日から7月28日の金曜日までの間、意見招請、パブリックコメントに付したところでございます。この期間内に答申（案）に寄せられたご意見を踏まえて、引き続き電話網移行円滑化委員会で検討していただきましたので、本日はその検討結果についてご報告をいただくことといたします。

実は、この委員会の主査は私でございますので、私の方から検討結果についてご説明させていただこうと思っております。

本件は、NTTが一昨年（2023年）の11月に、2025年ごろに中継交換機・信号交換機が維持限界を迎えること等を踏まえまして、公衆交換電話網、PSTNと呼んでおりますが、これをIP網に移行する構想を発表したことを受けまして、昨年2月に「固定電話網の円滑な移行の在り方」について、総務省から諮問を受けたものでございます。

本年3月28日の一次答申取りまとめ以降、当部会において二次答申に向けた審議を

行いまして、去る6月28日水曜日に開催した当部会において二次答申（案）を取りまとめまして、翌6月29日木曜日から7月28日の金曜日まで、意見招請、パブリックコメントに付した結果、33件のご意見が寄せられました。これらのご意見に対する考え方について、電話網移行円滑化委員会において調査・検討を実施し、このお手元にございます資料のとおり当部会に報告することといたしました。

この詳細については、事務局からご説明をいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○竹村事業政策課長　それでは、事務局から説明をさせていただきます。

ただいま山内主査からありまして、二次答申（案）につきましては、6月29日から7月28日までの間にパブリックコメントを行いまして、合計33の企業や個人の方から意見の提出がございました。全体を通じて答申（案）に反対という意見はございませんでしたので、委員会としても特に修正を加えずに答申（案）としてございます。

資料40-1-4に意見提出者と、意見の内容を掲載してございますけれども、非常に分量が多いので、資料40-1-3に沿いまして、主な意見の概要とこの審議会としての考え方の案を説明いたします。

それでは、資料40-1-3の2ページをご覧ください。まず、この表の見方でございますけれども、一番左の列に意見番号、左から2番目の列に意見提出者のお名前、左から3番目の列に主な意見の概要、そして一番右の列に意見に対する考え方を記載してございます。

まず1番、固定電話網のIP網への移行工程・スケジュール等に関するご意見でございます。

意見1-2、ソフトバンクから、移行工程・スケジュールの基本的な考え方に賛同とした上で、メタル回線の提供終了のスケジュール等についてもNTTグループは早期に開示することを要望するというご意見がございました。

これに対する考え方でございますけれども、メタル回線の撤去時期については、予見可能性を確保し、円滑な移行を実現する観点から、NTTはできる限り速やかに開示することが求められるとしてございます。

次に、意見1-7、ソフトバンクから、移行時の契約切替え及びユーザー周知の基本的な考え方に賛同。効果的な周知に向けた関係者間の協議が必要との意見がございました。

それに対する考え方ですが、答申（案）に賛成のご意見として承るとした上で、NTTは他事業者と連携しつつ、具体的な対応を検討していくことが必要であるとしてございます。

意見1-11、KDDIから、一定のサービスの廃止・移行に係る取組をあらかじめ行政が確認し、整理・公表するためのルールの導入をすることに賛同という意見がございました。

これに対する考え方としては、ルールの対象とするサービスについては答申（案）で示した考え方を踏まえ、今後、総務省において具体的な検討を進めることが適当としてございます。

次に、3ページをご覧くださいと思います。

中部テレコミュニケーションからの意見として、NTT東日本・西日本は、事業者間意識合わせの場を通じて、各課題の検討・整理を加速する必要がある。総務省には、必要に応じて適切な制度設計等を検討していただきたい。また、NTTは接続事業者に対して過度な費用負担を求めないようすべきとの意見がございました。

これに対する考え方でございますけれども、NTTをはじめとする事業者においては、答申（案）に示した移行工程・スケジュール等に基づく検討・協議や必要となる取組を加速していくことが必要とした上で、総務省においては技術基準、電気通信番号制度などの制度整備に着手するとともに、接続制度についても検討を行う必要があるとしてございます。

意見1-16、NTT東日本・西日本からは、関係団体や関係事業者などと協力しながら着実に取組を進め、電話網移行円滑化委員会にも取り組み状況を報告していくという意見がございました。

これに対する考え方としては、3つ目の丸をご覧ください。情報通信審議会としては、IP網への移行に向けた取組をフォローアップしていくとともに、総務省においては必要な制度整備を進めていくことが適当であるとしてございます。

それでは、4ページをご覧ください。電気通信番号の管理の在り方に対するご意見でございます。

意見の2-1でございますが、ソフトバンクなどから、番号の適正管理及び公平・効率的な利用の確保について賛同。番号利用に関する取消し、再指定などの処分を可能とする制度的な対応を検討すべきとの意見がございました。

これに対する考え方としては、右の欄をご覧くださいますと、電気通信番号の未利用などの問題に関しては、現行制度上、柔軟な番号管理が困難である等の課題があるとなりました上で、IP-IP接続に対応した番号管理の仕組みを構築するために、総務省においては、答申（案）に示した制度整備を速やかに進めることが適当であるとしてございます。

意見2-2、中部テレコミュニケーションなどから、双方向番号ポータビリティを提供するためには、番号解決や発番管理の実施義務や事業の休廃止・譲渡などの際の番号の扱いに関する制度的な対応が必要。制度設計においては、運用管理費などについて公平な負担の実現という点に配慮すべきというご意見がございました。

これに対する考え方でございますが、総務省としては、制度整備を速やかに進めることが適当。費用負担の在り方については、答申（案）に示されたスケジュールに沿って事業者間協議を速やかに進めていく必要があり、総務省としてもこれを促進していくことが適当としてございます。

意見2-3でございます。ソフトバンク、KDDIなどから、IP網移行完了後、速やかに固定電話の双方向番号ポータビリティを開始できるよう、事業者間協議を進めていくべきとの意見がございました。

これに対する考え方は、右の欄の2番目の丸にありますとおり、固定電話に係る競争基盤と利用者利便を確保するため、双方向番号ポータビリティを早期に導入する必要があることは基本的な認識であるとしてしました上で、最後の丸のところでございますけれども、総務省においては、引き続き事業者間協議を促進するとともに、事業者に対する実施の義務化も含め、必要な制度整備を行うことが適当であるとしてございます。

次に、5ページをご覧ください。

意見の2-8でございますが、住所は変わりましたが固定番号をそのまま使えることをロケーションポータビリティと呼んでございますけれども、KDDIなどから、このロケーションポータビリティについては、答申（案）どおり番号区画を範囲内とすべきであり、運用面の課題等について整理を進めることが必要とのご意見がございました。

これに対する考え方としては、双方向番号ポータビリティの導入を前提に、ロケーションポータビリティの拡大についても検討・協議を進めていく必要があり、総務省としても促進していくことが適当としてございます。

意見2-9でございます。NTTドコモなどから、双方向番号ポータビリティの実現

に当たっては、コストミニマムな実現方法とすることを前提に検討を進めることが必要とのご意見がございました。

これに対する考え方としましては、情報通信審議会の検討過程において、事業者からは、導入費用の更なる低廉化に向けた検討・協議を実施していくことが示されており、この点も踏まえて、速やかに進めていくことが適当としてございます。

次に、6ページでございます。緊急通報の確保についてのご意見でございます。

意見の3-1、ソフトバンク、NTTドコモなどから、緊急通報利用者との通話をつながりやすくするための携帯電話のコールバック機能については、関係者間で必要な機能や実現方法について協議を進めていくというご意見がございました。

これに対する考え方でございますが、携帯電話のコールバック機能についても、2024年1月には新たな方法に移行することを前提に、緊急通報受理機関との協議を進める必要があり、総務省においても促進していくことが適当としてございます。

次に、意見の3-2でございます。NTT東日本・西日本からは、引き続き、緊急通報受理機関への分かりやすい説明に努めるとともに、同機関からの要望などを踏まえながらIP網移行後の緊急通報の実現に向けた対応を進めていくというご意見でございます。

これに対する考え方でございますが、NTTとしては、答申（案）に示した方向性に基づき調整を行うとともに、携帯電話のコールバック機能に関しても、コールバックの発側ネットワークを提供しているという立場から、5機能の実現に向けた検討・協議を行うことが適当であるとしてございます。

意見の3-5、小牧市消防本部から、指令台からの通報者へのコールバックがつながりやすくするために検討しております第三者発着信制限機能につきまして、救急隊の携帯電話から通報者へのコールバックができなくなる場合に、業務に支障が出ることを懸念するという意見がございました。

これに対する考え方でございますが、答申（案）に示した5機能については関係事業者と緊急通報受理機関による検討・協議を進める必要があり、総務省としてもその協議を促進していく必要があるとしてございます。

次に、7ページをご覧ください。ユニバーサルサービスとしての固定電話の効率的な確保についてのご意見でございます。

意見の4-1、ソフトバンクやKDDIなどから、メタルIP電話について、ユニバ

一サルサービスとして位置付けることは適切とした上で、NTT東日本・西日本は、モバイル網を活用した音声通信を提供する提案については各課題を慎重に議論することが必要とのご意見でございます。

他方、意見4-2のとおり、NTT東日本・西日本からは無電柱化エリア、ルーラルエリアなどにおいて、無線を活用した固定電話サービスの提供などについて検討が必要とされたことは適切とした上で、今後、技術検証の実施を予定しており、その結果を踏まえ、提供方法などを総務省に相談するとの意見が寄せられてございます。

これに対する考え方ですが、右の欄をご覧くださいますと、最初の丸のところでございますが、メタルIP電話については、ユニバーサルサービスのオプションとして位置付けることが適切であり、技術基準をはじめとする必要な制度整備を進めることが適当としてございます。

次に、2つ目の丸のところ、光ファイバ及び無線の活用について、緊急通報の確保を含めて現在の加入電話と同等の料金・品質で提供することが可能である場合は、ユニバーサルサービスの提供手段のオプションとして積極的に捉えていく意義があるとした上で、総務省においては、答申（案）に示された4つの論点についての検討を丁寧に進めることが必要であるとしてございます。さらに、NTTにおいては、無線を活用した固定電話サービスについて、具体的な提供方法を早期に明らかにするとともに、必要な技術検証を速やかに実施していくことが必要としてございます。

8ページ目は、IP網への移行に関する諸課題への対応でございます。まず（1）でございます。IP網移行に伴いまして、東京と大阪に設置される予定の繋ぐ機能POIビル内の通信設備の扱いに関するご意見でございます。

これにつきましては、NTT東日本・西日本を含む関係事業者から意見の5-1のとおり、通信設備の詳細な構成・仕様などについては多くの事業者が参加の上、事業者間協議で検討を行っていくべき。総務省においては、事業者間協議の検討状況を注視の上、必要な制度設計を検討すべきとのご意見でございます。

これに対する考え方としては、事業者においては、繋ぐ機能POIビル環境の構築に向けて、オープンな合意形成に配慮した整理と設備構成・仕様の明確化を進めることが適当。総務省においては、引き続き、事業者間協議を促進するとともに、技術基準などの制度整備を進めることが適当としてございます。

次に、9ページでございますが、INSネットのデジタル通信モードの終了に関する

るご意見でございます。

まず、TBSラジオからは、意見5-3のとおり、答申（案）で示された方向性、留意点について賛同。移行に関する周知広報を積極的に行っていただくことを要望するとのご意見がございました。

他方、NTT東日本・西日本からは、意見5-6のとおり、答申（案）で示された留意点を踏まえて、全てのユーザーに対する周知を行っていく。また、関係団体などの要望を踏まえて代替案の充実に努めるとともに、利用者への対応を進めていきたいという意見がございました。さらに、メタル回線を利用した補完策の検証については、引き続き、検証結果の公表などに向けて関係者と調整を進めるとともに、音声通信を利用したデータの送受信の検証環境についても準備を進めていくとの見解が示されてございます。

これに対する考え方としましては、NTTにおいては、答申（案）に示された留意点について、引き続き、丁寧な対応を行っていくことが必要などとしてございます。

それから、意見の5-7でございますが、電子情報技術産業協会などから、補完策、すなわちメタルIP電話上のデータ通信サービスにつきまして、利用者の判断に影響するため、早急に終了時期の確定・公表が必要とのご意見がございました。

これに対する考え方でございますけれども、補完策の終了時期については、答申（案）のとおり、NTTにおいて可能な限り早期に確定・公表することが求められるとしてございます。

次に、10ページをご覧ください。

意見5-9のとおり、電子情報技術産業協会からは、音声通信を用いたデータの送受信について、NTTによる検証環境の構築や、検証結果の情報開示を求める答申（案）の考え方に賛同するとのご意見がございました。

これに対する考え方としましては、NTTにおいて、この点について丁寧な対応を行っていくことが必要としてございます。

次に、11ページをご覧ください。マイライン機能の扱いに関するご意見でございます。

まず、意見5-21でございますが、ソフトバンクからは、マイラインを廃止する場合にはその起因者であるNTT東日本・西日本が移行費用を原則負担すべきであり、利用者への周知方法や費用負担といった課題の整理を早急に行うことが必要との意見でございます。

一旦、次の12ページを先にご覧ください。

KDDIから、意見5-25のとおり、NTTが通話サービス卸を提供する場合には、接続ルールと同等の規律を適用し、料金や提供条件の適正性・公平性・透明性を十分に確保すべきとのご意見がございました。

すみません、1ページ戻っていただきまして、11ページの下のところでございます。

意見5-23で、NTT東日本・西日本から、答申（案）において、マイライン制度の廃止手続に入るとする整理がなされたことは適切。メタルIP電話の通話サービス卸については、今後、より具体的な料金体系や情報を事業者提供に提供。さらに、利用者への周知方法などについては、事業者間協議を進めていくとのご意見がございました。

これに対する考え方でございますが、意見5-23の考え方の欄をご覧いただきたいと思っております。1つ目の丸にありますとおり、マイライン制度につきましては、メタルIP電話の通話サービス卸の提供条件に関して総務省が検証を行い、これによるマイライン代替サービスの提供が現実的と認められる場合に廃止手続に入ることが適当であるとしてございます。さらに、一定のサービスが廃止される際に、その廃止・移行に関する取組をあらかじめ行政が確認し、整理・公表するためのルールにかからしめ、事前の情報提供が図られることが適当とした上で、最後の丸のところ、利用者への効果的・効率的な周知がなされるよう、関係事業者において取り組まれる必要があるとしてございます。

最後、13ページのところでございますが、まとめに関するコメントでございます。

意見6-4、中部テレコミュニケーション、Q T n e t、東北インテリジェント通信から、円滑な移行に向けた取組を着実に進めるため、事業者間意識合わせの場などに積極的に参加し、真摯に対応を進めていく。総務省においては、検討状況を注視し、必要な制度を整備いただきたいとのご意見でございます。

これに対する考え方でございますけれども、総務省においては事業者間協議の状況を注視し、必要な制度整備が時宜を得た形で行われるようにする必要のあるとしてございます。

以上、パブコメの主な意見と考え方を説明させていただきました。

○山内部会長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明についてご意見、ご質問はございませんでしょうか。

熊谷委員、どうぞ。

○熊谷委員　今回のパブコメの内容を拝見しますと、この審議会で議論を開始したのが1年半前ということでございますけれども、この間に、事業者ですとか利用団体の方々の、IP網の移行に関するスタンスがかなり収れんしてきているんじゃないかという印象を受けまして、この点は非常に意義深いことだと考えています。

そのことを踏まえて、2つ申し上げたいと思いますけれども、まず、1点目としては、この審議会で議論が始まった際、昨年2月25日に私が何と言ったかというこの議事録をちょっと見てみたんですけれども、そのとき強調したことは、事業者にとって採算がとれるということが経営判断のポイントであるということ。ですから、その意味では、技術論だとか制度論だけではなくて、コスト面での議論をしっかりと行っていくということが必要だ、このことを強調しました。

それから、NTTの東西が一定程度コストをオープンにするということを検討する余地があるということ、その当時申し上げました。

今回の二次答申に至る一連の過程では、NTTですとか事業者の方から、例えば番号ポータビリティ、マイライン、緊急通報などに関する一定のコストの試算が示され、その後の議論がかなり具体的に展開したというお話を伺っておりますので、こうした取り組みについては、私自身、大いに評価をしたい。これをまず1点目として申し上げます。

2点目は、IP網への移行において、電話のサービスそのものは大きく変わらないということでございますけれども、INSネットのデジタル通信モードについてはEDI、電子商取引だとか、コンビニのPOS、そしてカードの決済端末、銀行取引、そういったさまざまな分野で活用されているわけでございますので、その廃止は企業の活動に非常に大きな影響を与えるということになるかと思えます。

具体的には、まずINSネットでございますけれども、自分が実際に利用していることを認識していない企業だとか個人の方も多というのが現状でございますし、また、IP化に対応したシステムに更改するためにはかなりのコストがかかる。そして、EDIのように、N対Nの取り引き関係に利用されているケースについては、最終的には全ての取引先との通信を円滑にこの新しいシステムに移行させると。これが不可欠になるわけでございますので、業界を挙げて対応の方向性を整理して取り組んでいくということが必要だと考えます。

結論として、IP網への移行に向けた対応、これは今後七、八年続くということだと

と思いますが、NTT、そして総務省におかれては、業界団体と適切に協力をしながら利用者に対する周知に努める、そういう対応をぜひとも促していただきたいと。そのことを2点目として申し上げたいと思います。

以上です。

○山内部会長　ありがとうございます。

他にご発言はございますでしょうか。

特によろしゅうございますか。

○知野委員　すみません、よろしいでしょうか。

○山内部会長　はい、知野委員、どうぞ。

○知野委員　今、ご説明いただいたのは、企業の方たちからのパブコメということですが、個人の方は3件しかなかったということですが、個人の方からはどのような意見があったのでしょうか。

○山内部会長　事務局、お願いします。

○安東事業政策課調査官　例を挙げますと、資料の40-1-4、本体資料のほうで23ページ目をご覧ください。意見2-5でございます。こちらは番号ポータビリティの話についてのご意見でございます。23ページ目から、意見内容といたしましては、NTT発番の番号について再転用する際にも同じ番号を維持できるようにしてほしいというご意見でございます。また、転居先でも前回使用していた固定の電話番号を引き継げるようにすること、この2つを提案するというものでございます。

根拠といたしましては、転居すると番号が変わる、また本社機能や個人の引っ越しの流動性が滞る。個人の住所が固定されることによる就労先の固定化が潜在的な国益の損失となるという観点、また、競争の阻害などの観点から番号ポータビリティの実施を求めているものでございます。

○知野委員　そうですね。お尋ねしたのは、業界も数がそんなに多いわけではないんですけども、個人の場合、こういう動きが出ているということを知らないというケースが多いのではないかと思いますので、こういう方向に動いていると分かったときにいろいろな声が出てくる、あるいは進んでいく過程でいろいろな問題が起きて声が出てくるということもありますので、役所として今まで以上に情報を出され、説明をしていくことが必要なのではないかと思います。

○竹村事業政策課長　ご指摘のとおり、一般のユーザーの、個人の方は特に、IP網移

行についてご存じないという方が大部分だと思いますので、ご指摘があったように、事業者とも協力しながら、行政としても周知に努めていきたいと考えてございます。

○山内部会長 知野委員、よろしゅうございますか。

他にご発言ございますか。

○森川委員 すみません、よろしいですか。

○山内部会長 森川委員、どうぞ。

○森川委員 少し感想的なお話でもよろしいですか。

このスケジュールでここまで取りまとめられたというのは、ものすごいことかなというふうに思っておりますので、事務局や事業者の皆様方はかなり多大なご努力をなされたのかな、そういうふうに感じました。

今のフェーズは、先ほど熊谷委員がおっしゃられたとおり、多分、総務省は枠組みを作ったということで、これから事業者の皆様方がしっかりその枠組みの中で、じゃあ具体的にどうインプリしていくのかというフェーズに入っていくと思いますので、それはそれで、おそらくすごく大変だと思いますが、ぜひ、しっかりとこのスケジュールに沿うような形で進めていただければというふうに思いました。

以上です。

○山内部会長 ありがとうございます。

他にご発言の方は、特によろしいですか。

実は、岡田委員と相田委員と私は部会のメンバーなので。

○泉本委員 では一言。

こんなにたくさん33件ものご意見と、それから個人の方も3件ですが、皆さまかなり細かく感想を書いていただいてすごいなと思いました。それに対して事務局の方がしっかり整理され、意見の概要を取りまとめていただいておりありがとうございました。

スケジュールを早く周知徹底して欲しいという点についてですが、私、何げなしにネットを開きましたら、既に「IP移行に対して」という「2025年にPSTNからIP網へ完全移行！電話回線のアナログ・ISDNは『メタルIP電話』へ！」というネット記事が出てまいりまして、かなり詳しく書かれていました。最後に、自分のところがどのような電話かわからない方はNTTにお聞きくださいと一言書いてあり、記事の出所は確認しませんでした。既にこのようなことで周知が始まっているというところが理解できました。今後の皆様のご努力と速やかな協議、ほんとうにコストがかかるこ

とだと思えますけれども、よろしく願いいたします。

以上です。感想でした。

○山内部会長　ありがとうございます。

委員のお二方、いかがですか。よろしいですか。

○相田部会長代理　結構です。

○山内部会長　よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、この辺で意見交換を終了したいと思います。

本日、委員の皆様から意見をいただきましたが、答申（案）について大きな修正を要するご意見は特段なかったかと理解をしております。つきましては、提出された意見に対する考え方（案）を当部会の考え方として了承いたしまして、答申書（案）、資料40-1-5のとおり答申することとしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○山内部会長　ありがとうございます。それでは、案のとおり答申することといたします。

それでは、ただいまの答申に対しまして、総務省から今後の行政上の対応についてご説明を伺えるということでございますので、どうぞよろしく願いいたします。

○渡辺総合通信基盤局長　総合通信基盤局長の渡辺でございます。本日、固定電話網の円滑な移行の在り方について二次答申をいただき、本当にありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

我が国の基幹的な通信インフラでございます固定電話網のIP網への移行は、利用者や事業者に大きな影響を与えるものであり、その円滑な移行の実現に向け、多岐にわたる課題への対応が必要となっているところでございます。

昨年2月に諮問させていただいて以来、委員の皆様方には精力的にご議論いただき、本日取りまとめていただきました二次答申におきまして、2025年1月のIP網への移行完了に向けました具体的な移行工程・スケジュールや個別課題に関する具体的な方向性をお示しいただいたと受け止めてございます。

総務省といたしましては、答申に基づきまして、必要な制度整備等を行うために事業者の取組を更に促進してまいりたいと考えてございます。

山内部会長をはじめ、委員の皆様を重ねて御礼を申し上げますとともに、固定電話網の

円滑な移行に向けまして、引き続き、フォローアップをいただきたいと考えておりますので、今後ともご指導賜りますよう、よろしくお願いいたします。

本日は本当にありがとうございます。

○山内部会長　ありがとうございました。

先ほどご意見ありましたけれども、これだけの取りまとめ、大変な作業を短期間に行ったということをごさいますして、私、部会長としてそれに対する御礼を申し上げるとともに、これからの円滑な移行をお願いしたいというふうに思います。

ありがとうございます。

諮問事項

「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の改正について

○山内部会長　それでは、議事を進めさせていただきます。続きまして、諮問第1225号「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の改正について審議いたします。本件につきましては、情報通信審議会議事規則第11条第8項の規定に基づきまして、当部会に付託されております。

それでは、内容について総務省よりご説明をお願いいたします。

○坂入ブロードバンド整備推進室長　それでは、ブロードバンド整備推進室の坂入でございます。資料40-2-1「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の改正についての諮問に関しまして、ご説明をさせていただきます。

内容につきましては、資料40-2-2をご覧くださいいただければと存じます。

1ページおめくりいただきまして、まず、このガイドラインの概要でございますけれども、このガイドラインは、電気通信事業法の規定に基づきまして、公益事業特権の利用について認定を受けました電気通信事業者による光ファイバ網の整備を推進するため、平成13年4月に策定されたものでございます。

目的でございますが、認定事業者が電気通信事業者、電気事業者、鉄道事業者といった設備所有者の電柱・管路等を使用する場合の標準的な取り扱い方法を定めておりまして、使用権に関して当事者間で協議を行う際の目安ですとか、あるいは総務省の認可、

裁定の運用基準として機能するものでございます。

ガイドラインの主な内容でございますけれども、例えば、電柱・管路等の貸与申込手続、貸与拒否事由、貸与期間、貸与の対価などに関する規定が置かれてございまして、右のグラフにありますとおり、全国の3,000万本以上置かれております電柱等の貸与時に適用されるものでございます。

次に、2ページをご覧くださいと思います。ガイドラインの附則第2条の規定におきまして、毎年このガイドラインの見直しについて検討することとされております。このため、総務省では借り手である認定事業者と貸し手である設備保有者に対して毎年調査を行い、その結果につきまして、当電気通信事業政策部会にご報告しているところでございます。

昨年の部会でもご報告しておりますけれども、前回、平成27年の調査におきましては審議会におけるご議論や過年度の調査結果が安定的に推移している状況等を考慮しまして、調査申請数や設備保有・提供数の調査は見送りましたが、今回、平成28年の調査では、これらについても調査を実施いたしております。

続いて、3ページ目をご覧くださいと思います。平成28年調査の概要でございます。今回の調査は、昨年11月から今年1月に、借り手である認定事業者と貸し手である電気通信事業者、電気事業者、鉄道事業者を対象としまして、アンケート形式による調査を行ったものでございます。

具体的な調査内容でございますが、電柱・管路等ガイドラインの見直しに関する意見、設備の提供、貸与等に関する意見、設備保有者から認定事業者に対する電柱・管路等の貸与の実態を当事者に聞いたものでございます。

次に、4ページをご覧ください。ここでは、設備の借り手である認定事業者からの意見の概要と、それに対する総務省の考え方をご紹介しております。

まず1番目でございますが、設備の貸与拒否事由について、借り手からの意見として、ガイドラインでは貸与拒否事由の1つとして、5年以内の期間に電柱の地中化に係る整備計画が明示されていることと定められているが、その期間を地中化時期の1年前等に短縮すべきという意見がございました。

この意見に対する総務省の考え方でございますけれども、事業者によっては、5年以内に地中化計画があっても貸与等が可能となる場合を示している例もありまして、引き続き、実態把握に努めてまいりたいとしてございます。

2番目の第7条設備の撤去・移転の事前予告関係についてでございます。

借り手側からの意見として、設備の撤去・移転の事前予告を行うべき具体的な時期を明示してほしいという意見がございました。

平成27年のガイドライン改正により設備保有者は設備を撤去し、または移転する必要がある場合には、事業者に対し速やかにその旨を通知するという規定を追加したところではありますが、通知時期については設備の状況ですとか、撤去・移転工事の内容等に応じて個別具体的な判断が必要であり、ガイドラインで一律に共通化することは困難という考え方を示してございます。

3番目の設備保有者が圧倒的に有利にならないような損害賠償に関する規定を追加すべきという意見についてです。これにつきましては、ご意見を踏まえましてガイドラインを改正することとしたいと存じておりますが、その内容については後ほどご説明させていただきます。

次に、5ページをご覧ください。貸し手側からの意見と総務省の考え方をご紹介いたします。

4番目の不要設備の撤去関係についてでございます。

貸し手側からの意見として、残置された不要設備により生じる損害の補償について、総務省が介入をするための規定を追加すべきという意見がございました。

この意見につきましては、ガイドラインで定めるように、認定事業者は、みずからの設備の撤去について責任を持って対応すべきであり、この点について、平成27年のガイドライン改正において、不要設備の撤去も含めた設備保有者が適正に定めた手続が認定電気通信事業者の遵守事項である旨を明確にしたところでございます。

5番目の附則第2条の見直し規定についてでございます。

貸し手側からの意見として、実態調査に対応するにはマンパワーを要し、非常に大きな負担であり、共架申請処理の円滑な運用の支障となっているため廃止すべきというご意見がございました。

これに対しては、過年度の調査結果が安定的に推移していることや調査対象者の負担の観点からガイドラインを改正したいと存じますが、その内容については後ほどご説明させていただきます。

最後、6番目の意見ではありますが、認定事業者の経営状況が悪い場合には、債務保全措置を求めることを明記すべき。また、事業者が債務保全措置を拒否した場合は、契約

解除等ができる旨の規定を追加すべきとのご意見であります。

こちらについては、平成27年のガイドライン改正時に、経理的基礎を含めた審査を経ている認定事業者に対し、設備の使用に当たって連帯保証人の設定等を求めることについては慎重な対応が必要であるという旨の考え方を示してございます。

続きまして、6ページをご覧ください。平成28年調査の結果を踏まえたガイドラインの改正案の内容についてご説明をいたします。

まず、認定事業者、借り手側からの意見を踏まえまして、設備保有者及び事業者の責任に関する事項として、第11条の2を追加することとしたいと考えております。これは設備保有者、認定事業者間の協定において借り手が貸し手起因の損害を受けた場合に、貸し手に故意、重過失がある場合のみ損害賠償を行うと規定されており不公平というご意見がございました。そこで、損害賠償を含む設備保有者及び認定事業者双方の責任について、契約で定める場合には、当事者の一方が合理的理由なく著しく不利な取り扱いを受けるものとならないようにするため、本規定を追加するというところでございます。

次に、設備保有者、貸し手側のご意見を踏まえた附則第2条の改正であります。恐縮ですけれども、7ページに飛んでいただきまして、過去、審議会の先生方からも、ガイドラインの見直しに関しましては、基本的に当事者間で協議することが望ましい、何千万本もある電柱等の設備について、貸し手側に集計させるのは大変なコストがかかる、毎年調査を行わなくてもよいのではないかといったご指摘があったところでございます。

また、8ページをご覧くださいと、電柱の貸与状況につきましては平成28年において3,440万本のうち3,310万本が貸与されているところでありまして、貸与状況については安定的に推移しているものと認められるところでございます。

6ページに戻っていただきまして、こうしたことも踏まえまして、毎年4月1日に見直しを行うとしていたのを、必要に応じガイドラインを見直すと改正したいと考えているところでございます。

説明は以上でございますが、本ガイドラインにつきましては、本日、ご審議いただいた上、意見募集を行う手続をお願いしたいと考えております。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○山内部会長　どうもありがとうございました。

それでは、公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン、ただいまの説明についてご意見、ご質問等あればご発言願ひますが、いかがでしょうか。

どうぞ、泉本委員。

○泉本委員　　4ページの最初の1番のところですが、意見のほうは5年以内の期間に係る整備計画について、これを短くしてほしいと言っていますが、総務省の考え方は、5年以内に地中化計画があっても貸与可能になるとしています。これは逆に借りたい方は、その5年以内に動くような計画があるなら、それを知ったらそこは借りないと判断したい言っているのではないかというように、先程お聞きして読んでみました。ということで、ここがこういう対応でよいのでしょうかというのが少し疑問に思いました。

○山内部会長　事務局。

○坂入ブロードバンド整備推進室長　こちらのご意見につきましては、5年以内に地中化計画が予定されているとしても使うことが可能な期間があるのであれば、そこは使わせてもらいたいという趣旨だというふうに受けとめておるところでございます。

○泉本委員　　すみません、私は反対に解釈しました。「貸せる」ではなくて、5年先に動くようなことがあるのなら、すぐ5年ぐらい来てしまうので、その場所を借りたくない、だからちゃんと情報を教えて欲しいと言っているように、私はこのご意見を読みましたが。

○坂入ブロードバンド整備推進室長　こちらにつきましては、電柱を貸す側が貸与をするのを拒否することができる事由について規定しておるところでございます、そういう意味では、5年以内であっても使える期間は使いたいという趣旨のご意見が出ているというふうに受けとめているところでございます。

○山内部会長　拒否事由だからね。そういうふうな……。

○泉本委員　　貸さないという理由……。

○山内部会長　　よろしいですかね。

○泉本委員　　はい。

○山内部会長　　そのほか、いかがですか。

岡田委員、どうぞ。

○岡田委員　　まだ背景とか経緯とか、あまりよくわかっていないので教えてほしいんですが、このような諮問が出てくる背景は、近年の電線地中化についてのいろいろな動きがあるという理解でよろしいのか。

それから、そのために貸し手と借り手の間で、基本的な協議に委ねるのが基本ではあるけれども、現状のルールでは一方が有利な状況にあるので、損害賠償責任等を含めて

利益の均衡を図るような方向にガイドラインの改正を行いたいという趣旨と理解してよ
ろしいのかという点について教えていただきたいと思います。

○坂入ブロードバンド整備推進室長 お答え申し上げます。

資料の1ページ目に戻っていただきたいと思いますが、そもそもこちらのガイ
ドラインが策定された経緯でございますが、平成12年に政府のIT戦略会議・IT戦
略本部合同会議において、線路敷設の円滑化の基本方針というのが取りまとめられまし
て、それに基づきまして、電気通信審議会への諮問を経てガイドラインが平成13年に
策定されたということでございます。

こちら、何のために策定されたかと申しますと、2番の目的のところがございますけ
れども、認定電気通信事業者が設備保有者の電柱・管路を使用する場合に双方が遵守す
べき標準的な取り扱い方法を定めることによりまして、認定事業者による光ファイバ網
の整備を推進するというを目的として定められたものでございます。このガイドラ
インを策定しました当時、附則のほうにおきまして、毎年、実態調査を行った上で見直
しを行うという規定がございまして、実際に次の2ページのほうに行っていただきます
と、上の1番の少し小さい字で書いてあるところでありますけれども、毎年、実態調査
を行いまして、審議会のほうにその結果をご報告しまして、過去6回改正を行ってい
るというようなことございまして、この附則の規定に基づきまして諮問をしているとい
うところでございます。

当然、調査をした結果、ガイドラインの改正に至らないという年もあるわけござい
ますけれども、今年につきましては、平成28年の調査の結果、ガイドラインを改正し
たほうが適当であると思われる箇所がございますので、その点を各貸し手側、借り手側
の意見を踏まえまして、改正することを諮問させていただいているということござい
ます。

○山内部会長 今のお答えでよろしいですか。地中化の話と……。

○岡田委員 最近の地中化というような話がいろいろ出てきておりますので、それによ
って、現行の貸し手、借り手の間の利益の均衡を図るという意図がこの諮問にはあるの
かどうかという点についてはいかがでしょうか。

○坂入ブロードバンド整備推進室長 このガイドラインの策定につきましては、無電柱
化の推進とかとは直接的には関係はしておらないところがございますけれども、先ほど
の損害賠償の関係の規定につきまして、具体的な事例をご説明したいと思います。この

損害賠償の関係で、ご意見が出てきましたきっかけとなった事象でございますけれども、電力会社が電柱を設置しておりまして、そこに通信会社が通信線を張るといようなケースでございますけれども、電力会社の電線に竹のような植物が接触をして、その結果、電線のほうの保護カバーが溶けてしまって、それが通信設備のほうに滴下してしましまして、通信障害が発生したというような事象がございました。その際に、通信事業者と電力会社の間での協定におきまして、貸し手側の起因で生じた損害については、貸し手側に故意または重過失がある場合のみ損害賠償をするという規定になっておりまして、その規定に基づきますと、今申し上げましたような、植物が電線に接触して通信障害が発生したというようなケースにおいて、借り手側は損害賠償を受けられないというようなケースが生じたということでございまして、それは不公平だということで、今回、損害賠償に関する規定を置く場合には、一方が著しく不合理な取り扱いとならないように規定をするべきであるということをガイドラインの規定に置くということでございます。

○山内部会長　最初にお答えになったように、地中化の話とは直接今はあまり関係——地中化のほうも計画をつくった段階なので、またそれが大きくなってくれば、何かすることがあるかもわからないけど、今のところはそういうことではないのではないかなと思いますね。

○岡田委員　わかりました。

○山内部会長　他にいかがですか。

よろしゅうございますか。

それでは、本件につきましては、諮問された案を部会として了承いたしまして、意見招請の手続を行うこととしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○山内部会長　ありがとうございます。それでは、よろしければその旨を決定することとしたいと思います。

閉　　会

○山内部会長　以上で、本日の議題は終了いたしました。委員の皆様から何か特段のご発言があれば承りますが、いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

事務局から何かございますか。

○永利管理室長 特にございません。

○山内部会長 それでは、本日の会議を終了いたします。

なお、次回の日程につきましては、開催日が決まり次第、事務局よりご連絡を申し上げます。

以上で閉会いたします。どうもご協力ありがとうございました。